

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」による 街頭キャンペーンを実施しました

～「働き方改革」が変わります！！～

千葉労働局は、主要な労使団体や金融機関、千葉県等で構成する「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」による働き方改革の取り組みを進めるため、令和元年11月6日8時30分からJR千葉駅東口において「労働保険適用促進強化期間」街頭キャンペーンと併せて実施しました。



<街頭キャンペーンの様子>



<チーバくんも駆けつけてくれました>



<参加機関>

千葉県
千葉市
千葉労働局

(一社)千葉県経営者協会
千葉県中小企業団体中央会
(一社)千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会
日本労働組合総連合会千葉県連合会

千葉県社会保険労務士会
千葉県税理士会
(公財)千葉県産業振興センター
(独)千葉産業保健総合支援センター
千葉働き方改革推進支援センター

(株)千葉銀行
千葉信用金庫

事業主・労働者の皆さまへ

『ちばの魅力ある職場づくり公労使会議』 から重要なお知らせ

「働き方」が変わります!!

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行～

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例
を厚生労働省HPにアップしています。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしています。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】（裏面）へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

【参画機関（団体）】 千葉県
千葉市
千葉県市長会
千葉県町村会
関東経済産業局
千葉労働局

（一社）千葉県経営者協会
千葉県中小企業団体中央会
（一社）千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会
日本労働組合総連合会千葉県連合会

【問合せ先】
千葉労働局 雇用環境・均等室 企画部門 電話：043-306-1860

千葉県社会保険労務士会
千葉県税理士会
（公財）千葉県産業振興センター（よろず支援拠点）
（独）千葉産業保健総合支援センター
千葉働き方改革推進支援センター

（株）千葉銀行
千葉信用金庫